

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 9月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中性子計測系局部出力領域モニタ（16-09B）において、中性子束高を示す警報の瞬時的な発生、即復帰が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
2	3号機	廃棄物処理系廃液中和ポンプ（A、B）出口弁の開閉表示用リミットスイッチに接点不良（開閉表示灯が両点）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
3	3号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器ろ材保持ポンプ（B）のメカニカルシール部よりリーク（飛散）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	取水設備電源盤（4B）電源入切位置表示用ランプの不点灯が認められたため、当該ランプ表示回路を点検・修理	D	
5	3号機	ほう酸水注入系ドレンタンクレベル計下部フランジよりリーク（1滴/30秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系北側給気ファン室にあるケーブルトレイ中継箱に腐食が認められたため、当該中継箱を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（B）メカニカルシール部よりリーク（1滴/5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	補助海水系硫酸第一鉄注入系の配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
9	4号機	ページング装置（非常用ディーゼル発電機（A）制御盤室に設置）の電線管固定用金具に腐食が認められたため、当該金具を交換	対象外	
10	4号機	復水貯蔵タンク北東側の地面に陥没（2箇所）が認められたため、対応検討	D	
11	4号機	屋外循環水逆洗弁ピット内東側の循環水配管壁貫通部シール材の一部に剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファン出口風量調節計に指示値不良が認められたため、当該調節計を点検・修理	D	
13	5号機	中央操作室換気空調系冷凍機用油圧スイッチ点検において、動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	低圧復水ポンプ出口溶存酸素濃度計に指示値不良が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
15	5号機	廃棄物処理系シャワードレン低流量移送ポンプのベント配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
16	5号機	タービン建屋1階油タンク室南側壁面設置の電線管用接地線の外れが認められたため、当該接地線を取付	D	
17	5号機	サービス建屋中地階西側壁面設置のケーブル貫通部シール材に剥がれが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	5号機	タービン建屋1階西側通路北側設置の電線管用接地線の外れが認められたため、当該接地線を取付	D	
19	5号機	タービン建屋1階西側通路設置のケーブルトレイカバー取付用ビスの外れが認められたため、当該ビスを取付	D	
20	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器用加熱蒸気供給弁（A）に動作不良（全開不可）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉建屋天井クレーン点検において、横行及び走行装置の極限停止時用警報ブザーに鳴動不良が認められたため、当該警報回路を修理	D	
22	その他	燃料集合体チャンネルボックスの減容作業において、チャンネルボックス切断装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで